

第 69 回全国植樹祭福島県実行委員会の解散について

第 69 回全国植樹祭福島県実行委員会会則（以下「会則」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり本実行委員会を解散する。

1 解散の理由

第 69 回全国植樹祭の開催及びその他必要な事業が終了し、本実行委員会の目的が達成されたため。

2 解散年月日

平成 31 年 3 月 31 日(日)

3 残余財産の処分

会則第 18 条第 2 項の規定に基づき、本実行委員会が解散するとき有する残余財産は、福島県に帰属するものとする。

【残余財産】

- ・現預金 8, 085, 634 円（見込み）
- ・御製碑、お手植え・お手播き木及び関連する物品、著作物に係る権利等

【参考】第 69 回全国植樹祭福島県実行委員会会則（抜粋）

第 2 条 実行委員会は、第 69 回全国植樹祭を開催するに当たり、本県の森林再生の加速化を図るとともに、復興に向けて歩み続ける本県の姿と国内外からの支援への感謝の気持ちを発信するシンボル行事とするため、必要な事項について取り組む。

第 18 条 実行委員会は第 2 条の目的が達成されたときには、総会の議決をもって解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、福島県に帰属するものとする。

4 残余事務及び書類の引継ぎ

本実行委員会に係る残余事務及び書類については、福島県農林水産部森林保全課に引き継ぐ。